

12 住宅を探しています。

県営住宅などの公営住宅では、家賃の減額や、一般世帯よりも優先して入居できるように当選の倍率を上げるなどの優遇措置がとられています。また、自宅を改修する場合には、給付金が支給される場合があります。

事業	内容	対象者
○公営住宅		
県営住宅家賃の減額	<p>県営住宅に入居されている障害者世帯（単身者を含む。）で、下記の所得月額に該当する方のうち、生活保護（住宅扶助）受給者でない入居者については、家賃が減額されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得月額 52,001円～78,000円 ・減額率 10% <p>○上記の減額制度のほか、低所得者に対する減免制度もあります。</p>	<p>○障害者のいる世帯</p> <p>○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者のいる世帯 ・重度・中度の知的障害者又は精神障害者のいる世帯 ・第1款症以上の戦傷病者のいる世帯 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
福祉向県営住宅への入居	<p>一般世帯よりも優先して入居できるように、福祉向県営住宅入居制度があります。</p> <p>○募集期間 年3回（第1回 3月～6月、第2回 7月～10月、第3回 11月～2月）</p> <p>○募集方法 先着順（なお、抽選募集においても福祉枠により優遇している住宅もあります。）</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○障害者のいる世帯</p> <p>○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者のいる世帯 ・重度・中度の知的障害者又は精神障害者のいる世帯 ・第1款症以上の戦傷病者のいる世帯 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
身体障害者世帯向け特別設計県営住宅への入居	<p>車いす使用の下肢障害者のいる世帯については、車いす使用のために特別設計された身体障害者世帯向け特別設計県営住宅へ入居できます。</p> <p>○募集方法 抽選募集</p> <p>○募集時期 5月、9月、1月</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○身体障害者のいる世帯</p> <p>○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者（下肢障害）のいる世帯 ・第1款症以上の戦傷病者（下肢障害）のいる世帯 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	

事業	内 容	対象者
単身者向県 営住宅への 入居	空き家のある県営住宅の中から特定の住宅について、抽選により入居者を募集します。 ○募集時期 5月、9月、1月 ■所得制限があります。	○障害者 ○戦傷病者
	<対象者> ・1～4級の身体障害者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方 ・1～3級の精神障害者又は精神障害者と同程度の障害のある知的障害者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方 ・特別項症から第6項症までと第1款症の戦傷病者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方 など	
	<問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362	
都市再生機 構賃貸住宅 の入居にお ける優遇措 置	近居促進制度 子育て世帯・高齢者世帯・障がい者世帯（被支援世帯）とその支援世帯が、UR都市機構が指定する対象団地・対象エリア内で近居する場合、家賃が入居から5年間、5%割引となる制度です。 <割引対象世帯> 割引対象となるUR賃貸住宅に新たに入居する世帯 <割引率・期間> 入居開始可能日から5年を経過した日の属する年度の年度末までの期間、5%割引。 ※子育て世帯は（収入が基準の範囲内に限る）、割引率が20%適用となる場合があります。20%割引適用の場合、割引期間は入居開始可能日から5年を経過した日の属する月の月末までとなります。 ※特定住宅（高齢者向け優良賃貸住宅等）のように、対象外の住戸がございます。各種割引制度の併用や対象となる団地及び住戸の詳細に関しましては、下記までお問い合わせください。	○身体障害者のいる世帯 ○重度の知的障害者のいる世帯 ○子育て世帯 ○高齢者世帯 ○これら世帯を支援する世帯
	<問い合わせ先> UR名古屋営業センター TEL(052)968-3100	
○自宅		
住宅改修費 の給付 （日常生活 用具の給 付）	自宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、市町村が居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付しています。 ○実施については、市区町村役場に確認してください。	○身体障害者のいる世帯
	<対象者> 身体障害者（下肢・体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変）のいる世帯 ○市町村により異なる場合があります。	
	<問い合わせ先> 市区町村役場	